

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市会議員

岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160 関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
 金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
 坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎432-9317
 佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273

◆辺野古新基地 絶対阻止！



おかしくないか、船橋市のごみ行政

10月1日から家庭ごみの可燃物回収が週2回に変更になりましたが、「減量のため」と説明する船橋市のごみ行政そのものに、問題があります。

温暖化に逆行する

プラスチックの焼却

ごみの減量というなら、まずプラスチックの分別と再資源化に取りくむべきです。

しかし市民から分別と再資源化を求める意見が出て、市は「清掃工場はプラスチックを焼却した熱で発電し、売却しているから分別・再資源化はしない」と答えてきました。

異常気象の原因ともいわれる地球温暖化対策が求められている時に、船橋市はプラスチックの焼却で、温

室効果ガスのCO₂を大量に放出しているのです。それは発電しているから消えるわけではありません。

あらためてプラスチックの分別・再資源化を求めましたが「検討していく」の答弁にとどまりました。

粗大ごみが

再生利用から焼却に

今年の3月末で、家具などの粗大ごみを、再生し販売していた再生センター（金杉町）が廃止されました。

4月以降、市民から出された粗大ごみは北部清掃工場と西浦リサイクルセンターで破碎され、金属類を取り除いて清掃工場で焼却されています。市民には減量を言いながら、再利用のシステムを止めてごみを増やしているのです。

過剰な焼却炉の建設

昨年、北部清掃工場（127トン／日×3炉）が完成し、現在、南部清掃工場（113トン／日×3炉）が建設中ですが、施設の過剰が問題になっています。

南部清掃工場が完成すると南北合わせて清掃工場の稼働能力は1日720トンとなり、焼却炉1炉分以上が余剰となります。

北部清掃工場151・1億円、南部清掃工場263・7億円の莫大な市費をかけて余剰施設を建設するなど許されません。

市行財政改革推進会議からさえも「余剰キャパを残すのはよくないの」で周辺自治体からごみを受け入れて「ごみ活用」といわれる始末です。これではゴミ減量はポーズだけの話です。

認知症高齢者の命と暮らしを支えるグループホーム

利用者は言えない「待遇改善」

認知症を発症している高齢者の介護を、すでに高齢となっている配偶者が介護する、という

ことは、極めて困難です。場合によっては、ご夫婦のどちらもが、精神的・肉体的に危険な状況になる場合もあります。

こうした状況の中で、「認知症対応型共同介護施設」、いわゆる「グループホーム」は、認知症高齢者の命綱のような存在になっています。

しかし、グループホーム利用者は、自身の待遇について、意思表示ができない、という深刻な問題があります。

先日、グループホームで働いている方から、利用者の待遇改

善に協力してほしいという要望が寄せられました。

その施設では、病気でもないのに、朝食はロールパン一つ、出される味噌汁が冷たい、刻み食は作り置きされていて2〜3日も使用している、とのこと。

施設の方針とはいえ、見るに堪えないので改善を求めたところ、職場でパワハラを受けてしまったといふことでした。

指導監査課で

定期監査を実施

グループホームでの、利用者の待遇改善は、そこで働く職員の方や、利用者のご家族からの連絡や、通報が頼りです。

こうした通報に対応しているのが、船橋市健康福祉局の「指導監査課」です。

ここでは、船橋市内にある社会福祉法人が運営する（施設、事業所が船橋市内のみ）福祉施設などの適正な運営と経営確保を目的に、定期監査を行っています。

今回ご連絡のあったグループホームも、定期監査の対象施設でしたが、処遇の状況については、把握されていなかったようです。今回の連絡を受けて、指導監査課は、このグループホームの詳細な調査を行うことになりましたが、改善されたのかどうかの確認が重要です。

通報された方に

改善の確認を

利用者の処遇が改善されたの

かどうかについては、事業者が提出する「改善状況報告書」と、証拠書類の提出、必要に応じて対面による改善状況の確認の3点で行われています。

しかし、この3点は、いずれも事業者が提出したものばかりです。一方の言い分だけを聞いて調査が終了するということでは、不十分です。

船橋市は、必要に応じて、通報者などにも確認を行うとしています。本来自ら、すべのケースにおいて、通報してくださいった方に確認を行うべきです。

早急に、通報によって改善勧告という最も厳しい改善の指導をした際には、必ず、通報してくださいった方に確認を行うよう、求めています。